

(平成23年度第2回豊中市伊丹市クリーンランド議会定例会)

【議会会議録の検索システムについて】

(意見・要望)

今回、初めてクリーンランド議会議員をさせて頂くことになり、いろいろと調査、情報収集するために、頂いた資料を読ませて頂いたり、クリーンランドのホームページを見させて頂いたりしました。その際、過去のクリーンランド議会での議論も勉強しておこうと思い、会議録を見せて頂いたのですが、正直言って、非常に見にくいものです。行間は狭いですし、改行もされていません。さらに、豊中市議会や伊丹市議会の会議録のような会議録の検索システムがないため、テーマや質問者、答弁者を絞って調査をすることが出来ません。

新・行財政改革プランでは、随所にICT化、新たなICTトータルシステム化による各種データベースの構築、スムーズな業務遂行といった文言が記載されており、一元的な情報管理システムの構築を目指しておられるようですが、是非とも、クリーンランド議会の会議録についても検索システムを導入するなど、情報がより分かりやすく、読みやすく、しかも簡単に入手できるように努めて頂きたいと要望しておきます。

【ISO14001について】

(質問)

決算説明書のP.1の重点的に取り組んだ4本柱の一つ、業務の質の向上の中に、「平成21年3月に認証を取得したISO14001の取り組みは、2年目を迎え、定期審査で良好との審査結果をもらいました。」とありますが、ISO14001の認証取得によって、これまでに何か変化、効果はあったのでしょうか？職員に意識改革等がなされたのでしょうか？そもそも、ISO14001の取得に関しては、どのような経緯で取得に踏み切られたのでしょうか？さらにISO14001の認証取得やその後の定期審査や、審査結果や効果の公表等に対して、どのくらいの費用がかかっているのでしょうか？また、全職員が認証の為に研修や、文書の作成等でどれくらい、労力がかかっていると考えられているのでしょうか？

それらの費用、労力を考慮して、本当にISO14001の取得が必要だったと思われるのでしょうか？また、ISO14001の取得や認証登録の継続に関して、職員の意見は聞かれたのでしょうか？

<答弁>

ISO14001は、「安全・安心」への取り組みを充実させ、両市市民との信頼関係を構築していくことを目的に、平成21年3月13日に認証取得いたしました。

効果としましては、①職員自身の環境意識が向上したこと、②市民への環境啓発等を通じて「安全・安心」につなげると同時に「信頼」関係の構築に寄与できたこと等が挙げられます。

定期審査にかかる資料整理等の業務が煩雑になりましたが、日常業務の中にもPDCAサイクルが定着したことで、ある程度改善されたと考えております。

認証継続等に対する職員意見については、各課の職員を構成員とする環境活動推進委員会を開催し、職員の意見を吸い上げ、全体化を図りながら取り組みに活かしております。

ISOの運用にかかる経費ですが、認証取得時の審査に約67万円、毎年の定期審査に約60万円、3年ごとの更新審査に約140万円が必要となります。

(質問)

ここ数年、ISO14001の取得や更新を見送る自治体が増えています。その理由は財政負担が大きいことです。先程のご答弁でもISO14001の毎年の定期審査に約60万円、3年ごとの更新費用が約140万円かかるとのことでした。更新を見送った自治体は、市独自の基準で環境保全活動をされていますし、実際に豊中市上下水道局も2006年にISO14001を取得しましたが、同様の指摘、提案をして、既にISO14001の認証登録の更新を止めました。クリーンランドでもISO14001の更新を止めることで無駄な費用負担を早急にストップし、独自の基準で環境保全活動を行うということは考えられないのでしょうか？

<答弁>

独自の活動に切り替える予定ですが、業務活動の実績及び成果について、安全性・環境性・経済性の視点から継続的に管理・改善を図り、その内容を公表する手法として、新たにクリーンランド独自のモニタリング体制の構築を内部検討しております。

その中で、ISO14001の認証登録について今後のあり方を検討してまいりますので、よろしくお願い致します。

(意見・要望)

ISO14001の認証取得や定期審査に関しては、通常業務以外にさまざまな文書やフローチャートを作る手間、講習を受ける手間を考えると、先程ご答弁頂いた定期審査や更新にかかる費用以上のコストが発生していると考えられるわけです。

ISO14001を認証取得したことによる効果として、「職員自身の環境意識の向上」や「市民への環境啓発等を通じて「安心・安全」につなげると同時に「信頼」関係の構築に寄与できたこと」を挙げておられました。ISO14001を認証取得する、しないに関わらず、市民への環境啓発はして頂かないといけないわけですし、常に市民との信頼関係の構築には努められていると思います。是非とも、職員自身の環境意識の向上が一定図られたら、早急に独自の環境保全活動を行うことで、経費の削減や煩雑な業務を少しでも抑制するように努めて頂きたいと要望します。また、ISO14001の更新について、今後も本当に更新し続けるべきなのかどうか、真剣に検討して頂きたいと思っておりますし、私個人の意見ですが、ISO14001更新の為に時間を費やすぐらいなら、もっと他にすべき仕事があると思います。

【特定規模電気事業者を含めた電力調達入札について】

（質問）

特定規模電気事業者を含めた電力調達入札について伺います。クリーンランドでは、売電収入の増加に向け、電力事業の規制緩和に合わせ、余剰電力の売却について、競争入札を実施することで、売電収入の増加を図られていると伺っています。これは、電力の自由化によって既存の電力会社（関西電力）以外の50KW以上の高圧需要家など特定の需要者に対して電力の小売りをする業者（特定規模電力事業者）と電力の買い取り価格を競わせることで、売電収益を増加させてきたという事だと思えます。そうであれば、反対に、電力調達についても既存の電力会社（関西電力）との随意契約ではなく、特定規模電力事業者を含めた電力調達の入札を進めることで電気代を抑え、経費の削減につなげてはどうかと考えるのですが、これまでに、特定規模電気事業者を含めた電力調達の入札の実施について検討されてきたのでしょうか？

＜答弁＞

新行財政改革プランに基づき、平成23年度は、電力の調達について、効率的な施設運営を図るため、契約の見直しを検討いたしました。検討の内容は主に4点でございます。1点目が電力安定需給の確保について、2点目が価格競争による透明性・公平性の確保できる入札手法について、3点目が電力調達を行っている自治体の実践事例について、4点目が関西電力(株)を含め特定規模電気事業者からの電力安定需給についてなどの調査・検討を行ってまいりました。

その結果、電力の安定需給の確保、並びに価格競争による電力調達入札を実施することにより、コスト削減も見込まれることから、今後、年度内の契約手続きを予定しております。

（意見・要望）

特定規模電気事業者を含めた電力調達入札についてですが、特定規模電気事業者からの電力調達が負荷率によって、メリットが出る場合、出ない場合があるようですし、3月11日の原発事故以降、特定規模電気事業者の電力供給力が落ちているという話も聞いていますが、様々な課題や今後の電力の自由化の動き、事業者の電力供給力を十分注視して頂き、特定規模電気事業者を含めた電力調達の入札の実施を検討し、実施することによるコスト削減を図って頂くことを要望しておきます。

【余熱利用施設について】

（質問）

新・行財政改革プランには、余熱利用施設の今後のあり方について、経営改善策も含め検討していくとして、平成21年度から検討が開始されていると思えますが、昨年度はどのような検討がなされ、どのような検討結果が出されたのでしょうか？

総事業費約38億6000万円、内、起債が30億2900万円、一般財源が約7億4千万円、府県支出金が9250万円で建設されたわけですが、当初から採算

は度外視して建設されたと伺っています。その結果、開設以来、一度も黒字になることなく14年目を迎えているわけですが、昨年度末までの累計赤字はいくらになるのでしょうか？

豊中市伊丹市両市民の多額の税金を投入し、借金までして建設した当初の目的と、赤字収支を長年続けてまで施設を維持してきた意義、効果について教えてください。豊中市伊丹市クリーンランド余熱利用施設条例第1条で、「豊中市伊丹市クリーンランドは、住民の健康維持、増進を図るため、ごみ焼却余熱を利用した余熱利用施設を設置する。」とありますが、この施設がなければ、住民の健康維持、増進が図れないと考えられるのでしょうか？年約9000万円の赤字分をもっと他の形で活用した方が住民の健康維持、増進が図れるのではないかと思います。いかがお考えでしょうか？

<答弁>

まず、余熱利用施設の今後のあり方についての昨年度の検討内容についてお答えいたします。

昨年9月に全国の余熱利用施設100施設に対し、運営状況に関するアンケートを実施致しました。その内62施設から回答が寄せられましたが、いずれの施設においても運営に苦慮しながら、施設の見直し計画については具体策に欠けるという傾向が浮き彫りとなりました。

結果として参考となるような改善策等の情報を得るには至りませんでした。各施設と情報交換が図られた点は大変有意義であったと考えており、今後も情報の収集などに努めてまいります。

次に、開設当初から昨年度末までの累積赤字額についてですが、初年度より1億円前後の収支赤字となっておりますが、平成17年度に実施した人件費の見直し等、財政健全化対策により赤字が6千万円を切るまで改善いたしました。

その後、施設使用料の減収に伴い徐々に収支状況が悪化し、平成22年度は約9千万円の収支赤字で、累積赤字額としましては、11億6602万5310円となっております。

最後に、建設当初の目的及び赤字収支を前提で施設を維持してきた意義、効果についてというご質問ですが、本施設の建設にあたりましては、増設炉建設計画の折、地元から周辺環境の整備、イメージアップに繋がる還元施設の整備を要望され、クリーンランドのごみ焼却熱を有効利用する地元還元施設の建設を計画したことに端を発しております。建設計画策定にあたりましては、地元との協議を重ね、様々に検討してまいりました結果、現在の余熱利用施設を建設し、運営してきたものであります。

さらに、現在工事が進行中であります大規模整備事業の計画時におきましても、地元から反対意見等なくスムーズに進行したのは、日々、地元と真摯に向き合った運営を行っていることは無論のこと、本施設が地元還元施設としての機能を果たし、クリーンランド事業に厚いご理解を寄せて頂いたことの証と認識しております。

(質問)

余熱利用施設は、ごみ焼却施設という迷惑施設の建設を近隣住民の方々にご理解、

ご賛同頂くために、建設された背景もあるようですが、これまでに近隣住民の方々の施設に関するご意見を伺ったり、近隣住民の方々の利用実態を調査したことはあるのでしょうか？全く利用実態やニーズ調査もしないまま施設を維持しているとすると、近隣住民にとっても無用の産物になっている恐れがありますし、近隣住民への配慮という観点で考えたとしても、ニーズ調査を行ったり、意見交換をすることで、もっと近隣住民が活用する、ニーズに沿った形で余熱利用施設に使われている税金を活用すべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか？

<答弁>

本施設は平成10年2月、地元住民にとりましてクリーンランドが「迷惑施設」として位置づけされてきた経緯に鑑み、廃棄物行政への理解を求めるための地元対策、ひいては地域のイメージアップを図るという役割を担い開設されました。

地元との意見交換につきましては、施設建設にあつたの総合計画策定に関する協議はもとより、開設以後も地元との良好な関係を保つため、地元説明会等の機会をとらえて、より利用しやすい施設の運営をめざし、さまざまにご意見を伺ってまいりました。ニーズ調査としましては、①4階和室に限り飲食物持ち込みの緩和、②事務コーナーにストレッチ機能のあるトレーニングマシンの設置といった取り組みを行いました。特に4階和室については既設のキッズコーナーと併せて家族連れの利用誘致に功を奏し、小人、幼児の利用者数は大きな変化ではありませんが、年々増加しております。

また、地元の利用実態につきましては、施設開設当初より地元利用率は一貫して全体の2%前後となっております。

現在、クリーンランド内部にて「余熱利用施設の今後のあり方検討委員会」を設置し協議中でもありますが、これからの本施設のあるべき方向性を、地元の皆さまのご意見も伺いながら検討してまいり所存ですので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(意見・要望)

余熱利用施設は、どう考えてもこのままの経営状態のままで施設を維持していくべきとは思えません。ご答弁からも明らかなように、全国的に見ても余熱利用施設は採算が合わない訳ですし、クリーンランドの余熱利用施設は毎年1億円近い収支赤字となり、累積赤字も昨年度末で11億6600万円にもなっているのです。さらに、地元の方々の利用率もそれほど高い訳ではなく、この余熱利用施設が、どのような観点で、イメージアップに繋がる地元還元施設と言えるのか全く分かりません。とは言え、これまでの経緯や、近隣住民への配慮も必要ということであれば、早急に近隣住民がどのような思いを持っておられるのか、余熱利用施設が近隣住民の方々にとって本当に有益なものなのかどうかを調査して頂き、どのような形の事業、サービスが近隣住民のニーズに合った対応なのか議論、検討して頂き、このままの施設運営で税金の垂れ流しを続けることは止めて頂きたいと要望しておきます。

場合によっては、余熱利用施設は廃止して、それに関わる経費や余熱から得られるエネルギーを売電して得られる収益を、地元住民に直接還元する方が地元住民からも喜ばれるかもしれませんし、クリーンランド及び負担金を出している豊中市、伊丹市両市にとっても財政負担の軽減になるのではないかと提案しておきます。

【プラスチックごみの処理について】

(質問)

プラスチックごみの処理について、クリーンランドとしての考え方を伺います。プラスチックごみ処理政策には、市民の分別協力が必要不可欠です。

現在、豊中市ではプラスチック製容器包装を約3割の地域でのモデル回収をしており、伊丹市は完全実施されていると思います。クリーンランドに運搬された豊中市、伊丹市のプラスチック製容器包装の分別状況、いわゆる各市民の分別協力状況はどのような状況でしょうか？一方、可燃ごみや不燃ごみについての分別状況はどうでしょうか？これまで、豊中市がプラスチックごみを不燃ごみとする政策をとってきたわけですが、プラスチックごみを不燃ごみとすることについてクリーンランドとしてはどのように考えられてきたのでしょうか？

また、プラスチックは不燃ごみとして収集されているにもかかわらず、市民から不燃ごみとして排出されたプラスチックが、ごみ処理施設の分別装置の性能が低いことから、不燃処理されず可燃処理されることが多かったり、可燃ごみとして排出されたプラスチックごみがそのまま可燃処理されることも多いことから、かなりの割合でプラスチックごみが可燃処理されていると推察されるのですが、昨年度実績で、不燃処理されたプラスチックと焼却処理されたプラスチックはそれぞれ何トンあったのでしょうか？

焼却処理されるプラスチックの方が不燃処理されるプラスチックよりも多いことは、ここ最近の話ではなく、十数年前、粗大ごみ処理施設稼働当初から同じような状況が続いていると市の環境部から伺っているのですが、そのことについてクリーンランドとしてはどのように考えてこられたのでしょうか？

<答弁>

プラスチック製容器包装の分別状況についてお答えいたします。プラスチック製容器包装として搬入されたものの中には約20%の異物が混入されています。

この約20%につきましてはクリーンランドでの手選別および指定法人(公益財団法人日本容器リサイクル協会)でのベール品質調査による異物の混入割合です。したがって、クリーンランドに搬入されたプラスチック製容器包装の分別協力は約8割の状況にあるものと考えられます。

次に可燃ごみや不燃ごみの分別状況については、平成22年度可燃ごみ・不燃ごみ分析調査より不燃ごみの中に混入された可燃ごみの割合は約16%、可燃ごみの中に混入されたプラスチックの割合は約10%でありました。

プラスチックごみを不燃ごみとする政策についてお答えいたします。クリーンランドといたしましては、両市の施策に基づき中間処理施設として着実かつ適正な処理に努めているところです。

昨年度のプラスチックごみの処理実績等についてお答えいたします。平成22年度実績におきまして、不燃処理されたプラスチック(フェニックス搬送分)は1948トン/年でありました。また焼却処理されたプラスチックは可燃ごみ・不燃ごみ分析調査より推計として22750トン/年(粗大ごみ処理施設選別分及び可燃ごみに含まれるプラスチック分)であると考えられます。

クリーンランドといたしましては両市関係部局と連携をはかりつつ、市民への分別協力をお願いしてきたところであり、今後も引き続き両市関係部局と連携を図ってまいります。

(質問)

プラスチックごみの処理についてですが、市民の分別協力率が低いことも問題だとは思いますが、処理施設における分別装置や減容固形化装置の性能が低く、あまり機能していない状況を、クリーンランドとしてあまり重く受け止めてこなかったのではないかと思います。

1992年にクリーンランドに今の粗大ごみ処理施設が建設される際、豊中市・伊丹市・そしてクリーンランドとメーカーが協議し、プラスチックごみの分別処理装置の性能保証値を50%と決められているわけで、つまり、豊中市、伊丹市両市もそうですが、クリーンランドも、市民に分別の協力をお願いしておきながら、はなから不燃ごみとして集められてきたプラスチックのうち半分を不燃処理できれば良いという考えのもとで、プラスチックごみの処理を行ってきたと考えられるわけです。

ここで、もう1点お伺いしますが、昨年度実績において、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装のリサイクルにかかる処理費用はトンあたりいくらなのでしょう？ちなみに、豊中市の場合、収集費用は、可燃ごみが約17000円/トンに対し、不燃ごみは約40000円/トン、プラスチック製容器包装は約98000円/トンと非常にコスト高となっています。私は、コストをかけても、それに見合っただけの環境負荷の軽減がなされるのであれば、プラスチックを不燃ごみとして処理したり、プラスチック製容器包装を分別してリサイクル処理することは良いことだと思いますが、先程のご答弁のように「豊中市、伊丹市両市がプラスチックは不燃ごみとする政策をとり、クリーンランドは、その政策に基づき中間処理施設として着実かつ適正な処理に努めてきたにも かわらず、平成22年度実績で、適切に不燃処理されたプラスチックは1948トン/年で、また焼却処理されたプラスチックは推計として22750トン/年」ということで、9割以上のプラスチックが焼却処理されている現状を考えると、プラスチックを不燃ごみとして処理してきたことや、プラスチック製容器包装をリサイクル処理することは、コストや手間をかけたわりに、リサイクルや環境負荷の軽減が図れていないのではないかと思います。

そのような現状を踏まえて、容器包装プラスチックを分別回収し、リサイクルすることの評価と現状の課題をどのように考えておられるのかお聞かせ下さい。

<答弁>

処理費用についてお答えします。平成22年度の搬入量トン当たり、可燃ごみで12,288円、不燃ごみでは15,401円です。

プラスチック製容器包装につきましては、平成22年度の容器包装リサイクル協会での再商品化費用としてトン当たり53,200円に市町村負担率3%を乗じた1,596円/トンを負担しており、この再商品化費用と手選別に係る費用を合わせますと概ね平成22年度は4900万円でありました。尚、この総額には、びん・ペットボトルにかかる管理業務も含まれております。

循環型社会構築に向けた両市の取り組みを推進するためクリーンランドといたしましては中間処理施設として着実かつ適正な処理に努めているところです。

課題といたしましては、分別収集物のより一層の周知が必要と考えております。クリーンランドにおきましてもHPにて異物の混入状況について啓発活動を実施致しております。また、両市環境部局に定期的に異物混入状況の報告をいたしており、啓発の強化をお願いしている次第であります。

(意見・要望)

豊中市の場合、2012年から新しいごみ分別が始まり、製品プラスチックは可燃処理、プラスチック製容器包装は分別してリサイクル処理する予定で進められているわけですが、プラスチック製容器包装リサイクルには、マテリアルリサイクル優先であったり、リサイクル率50%の原則などなど、様々な課題、問題があるわけで、場合によっては、市民にプラスチック製容器包装を分別排出して頂いても、排出されたプラスチックが、適切にリサイクル処理される確証がなければ、これまでの政策同様に、市民の多額の税金や、市民が協力する分別手間が無駄になってしまう恐れがあります。そういう意味では、ごみ処理を担うクリーンランドとして、市民の分別手間の面、分別方法を市民に周知・啓発する業務量、処理にかかる費用の面、処理にかかる業務量、マテリアルリサイクルなどの実際のリサイクル率を勘案した環境負荷の面などを総合的に判断して、どのような形でプラスチック製容器包装の処理をしていくべきなのかを今後、継続的に調査、研究をして頂ければと思います。

また、ご答弁で「クリーンランドとしては中間処理施設として着実かつ適正な処理に努めている」と何度も述べられましたが、不燃ごみのはずのプラスチックの大半が焼却処理されている状況や、1992年にクリーンランドに粗大ごみ処理施設が建設されてからでも約20年経過しているにもかかわらず、プラスチックの大半が焼却処理されていることを考えると、クリーンランドの言う「着実かつ適正な処理」とは何なのか、努めていても、これが現実であり、技術的な限界なのかと非常に疑念を持ってしまいます。

理想をいくら述べられたり、理想に向けて挑戦されることは否定しませんが、現実にもしっかりと向き合って頂きながら、技術的に困難であったり、理論的に考えて割が合わない判断されるのであれば、豊中市、伊丹市両市に対してもクリーンランドから政策転換を求めることがあっても良いと私は思います。

ただ、今後も理想の実現に向けて、可能な限りリサイクルできるものはリサイクルするという方向性を貫いていかれると言うのであれば、市民の分別協力率を上げるためにも、プラスチックのリサイクル率を上げるためにも、分別収集物のより一層の周知を図って頂くとともに、市民が分別排出したプラスチック製容器包装が、どのような形で、どの程度、リサイクルされているのかを市民に明確にして頂くこと、さらには、ほぼ100%確実にリサイクル処理されるラインの確立を国や容器包装リサイクル協会に強く求めて頂くことを要望しておきます。

【ペットボトル破袋除袋機の購入について】

（質問）

議案第7号平成23年度豊中市伊丹市クリーンランド補正予算第1号についてですが、今回、豊中市が来年度から月一回のペットボトルの戸別回収を開始することに伴って、2900万円で、ペットボトル破袋除袋機を購入することですが、これだけのお金をかけてまでペットボトルの戸別回収をすることにどのようなメリットがあるのでしょうか？また、豊中市がペットボトルの戸別回収を開始することで、どれくらいペットボトルの回収量が増え、その処理にどれくらいの費用負担がクリーンランドに発生すると見込まれているのでしょうか？現在のプラスチック製容器包装の破袋機では、二重になった袋は破ることができないわけですが、今回購入する破袋除袋機でも二重になった袋は破れないと伺っています。そうであれば、豊中市民がペットボトルを子袋に入れた形で排出された場合、汚れなどもあまり気にせず排出された場合、もしくは、ほとんどの市民が可燃物として排出した場合、さらには、ペットボトルの価値がほとんどなくなり逆有償でしか引き取ってもらえなくなった場合には、ペットボトルの処理の方法の見直しが必要になることも考えられますが、一度、これほどの大金を使って機材を購入してしますと、好まなくても使わざるを得ないという事態に陥るかも知れないのですが、そのようなことは十分調査、検討、議論をされた上で購入するという決定がなされたのでしょうか？

＜答弁＞

豊中市によりますと、ペットボトルはこれまで拠点回収のみで収集しておりましたが、平成24年度からの新ごみ分別収集実施にあたり、市民サービスの向上とごみの減量及び資源化を一層促進するため、拠点回収に加え新たに戸別収集も併用実施することとしております。

また、豊中市の推計によりますと戸別収集を併用することで、年間約500トンの増量を見込んでおります。これによるクリーンランドの収益はトン当たり単価現行8万円程度でございますが、来年度以降の変動を勘案しトン当たり単価5万円を想定いたしますと、年間約2千5百万円の収益が見込まれます。

一方、クリーンランドの費用負担につきましては、破除袋機の購入費用の他、日常的な管理経費が若干生じることにはなりますが、供用開始以降の運営状況を見た上で、必要に応じて運営会社との協議を行う予定でございます。

ペットボトルの生産量は、国内外を問わず年々増加の傾向を示しており、豊中市伊丹市におきましても、今後、潜在的に資源化すべきペットボトルの量の増加が予測されますことから、より一層の資源化が求められていくこととなります。したがって、排出状況の変化や有価物としての変動は今後予想されますが、基本的に資源化の取り組みが必要と考えております。

（意見・要望）

プラスチックを不燃ごみ処理するということで、分別機械やプラスチックの減容固化装置が購入され、使用されてきました。これらの機械、装置も性能はかなり低かった

わけですが、無用の産物にはできないために使用されてきたのではないかと思うのです。個人的には、もう少し、機械の性能や戸別回収をした際の回収状況や分別協力状況を見極めてからの購入でも良いのではないかと思います。しかしながら、もし、購入するということになったとしても、くれぐれも減容固化装置のように低性能、低品質の機材の買い物にならないようにして頂きたいと要望しておきます。

【事業系ごみの処理について】

(質問)

議案第8号ごみ処理施設使用に関する条例の一部を改正する条例の設定についてですが、2010年度実績で事業系ごみの処理量は豊中市、伊丹市それぞれ何トンあり、その処理費用はいくらで、そのうち事業者が負担した額はいくらだったのでしょうか？

事業系一般廃棄物の処理に関して、法律上、処理責任は排出事業者にあり、本来その中間処理、最終処分の費用は事業者自身が負担することが原則のはずですが、実際、クリーンランドとしても施設使用者に対する受益と負担の不均衡の是正は従来からの課題と認識され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に、事業活動に伴って生じたごみは自らの責任で適正に処理する「自己処理責任」が義務付けされていることから、施設使用料については施設の処理経費に相応する額との考えを持たれていると伺っています。これまで、長年にわたり、この現状を黙認し、本来は事業者が負担すべき費用を豊中市伊丹市の両市民に負担させてきたことは問題だと思いますが、今回、先ほど述べたような考えから事業者の自己処理責任を迫る姿勢は一定評価します。しかしながら、処理経費が適正に反映された料金に改定すると言われながら、早急に処理経費100%の改定に踏み切らないのでしょうか？そもそも、現状が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反しているわけですし、明らかに市民の税金の無駄遣いとなっていると考えるのですが、いかがお考えでしょうか？

事業系一般廃棄物の処理に多額の税金を投入することに、市民が納得すると到底思えませんし、営利目的の活動により、排出された事業者のごみの処理費用をどうして市民の税金で負担する必要があるのでしょうか？

<答弁>

平成22年度における事業系ごみの処理量ですが、豊中市が43597.68トン、処理費用は5億1881万2392円、事業者負担額は2億6158万6080円、伊丹市が21970.43トン、処理費用は2億6144万8117円、事業者負担額は1億3182万2580円で、両市合計すると処理量が65568.11トン、処理費用は7億8026万509円、事業者負担額は3億9340万8660円です。

事業系ごみの搬入者とは、「許可業者」、「事業者」、「公共施設」となります。

また処理費用につきましては、平成22年度実績ベースにおける処理経費の「可燃ごみ119円」を用いた概算となります。

理由としましては、長引く経済不況や雇用不安、更には昨年来の急激な円高等による不安定な景気動向により、多くの事業者が大変厳しい状況に置かれていることも事実であります。

この間、排出事業者及び許可業者に対して、事前説明会等で意見交換を重ね、その中で、急激な値上げによる混乱は生じさせてもらいたくないという要望も頂いております。

このことから、自己処理責任の原則に基づいて、事業者への費用負担は求めていくものの、市が発展していくためには、市民は勿論のこと事業者に対しても一定の配慮は必要と判断し、激変緩和措置を図り、段階的な改定をしていく考えであります。

どうぞ、ご理解頂きますよう、お願い致します。

今回、クリーンランドでは、廃棄物処理法の趣旨に則り、法の規定にある「排出者の自己責任」に基づいて、処理経費相当額を求めることで収益と負担の適正化を図るという考えであります。

ご指摘いただいております通り、営利目的の活動により排出されるごみ及びクリーンランドに自己搬入されるごみについては、実際の処理にかかる経費を負担いただくことで、市の負担をなくしていきたいと考えておりますので、ご理解頂きますようお願い致します。

(質問)

大阪府内でも堺市、八尾市、松原市、富田林市、河内長野市などは、実質処理原価と同額ないし、それに近い額の処理手数料を設定しており、事業系ごみの処理に対する税金負担がない自治体があります。改めて伺いますが、クリーンランドとしては、事業者への負担を配慮する方が、市民への負担(税金の支出)を考えるよりも大事だということよろしいでしょうか？

<答弁>

議員ご指摘のように堺市などは、処理原価を処理手数料として設定されておられます。クリーンランドにおきましても、施設使用料はごみ処理経費が相応との考えから今回の改定を行うものであり、早期に市の負担を無くしていきたいと考えているところであります。

しかしながら、排出事業所においては、先ほど述べましたように、大変厳しい経営状況に置かれていることも事実であり、事業者への影響を出来るだけ少なくしたいと考えております。

新焼却施設稼働予定の平成28年度以降においては、市負担を無くし、全額を排出者へ求めていく考えでありますので、ご理解頂きますよう、お願い致します。

(意見・要望)

事業者への十分すぎるほどの配慮は良くわかりましたが、市民に対する配慮が何なのか全くわかりませんでした。平成22年度実績で、豊中市分で2億5722万6312円、伊丹市分で1億2962万5537円、両市合計で3億8685万1849円もの市負担(市民の税金投入)が行われているのです。この市負担(市民の税金投入)を今後も続けることが市民に対するどういった配慮の結果だと言うのでしょうか。

長引く経済不況や雇用不安、昨年来の急激な円高等による不安定な景気動向によって、厳しい状況に置かれているのは事業者だけでなく、市民一人一人がそのような状況下にあるのです。

また、激変緩和措置を図るとのことですが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に事業者責任が規定されたのはいつからでしょうか。昭和45年に法改正された段階から規定されているはずで、それ以来、ずっと事業者の自己処理責任の原則が果たされてこなかったのではないのでしょうか。言わばその間、市民は事業者の負担すべき処理費用の一部を肩代わりさせられ、事業者は、市の負担の恩恵を受けてき

たのではないのでしょうか。法律に則り、その恩恵を無くすことに激変緩和措置を考慮するとは、明らかに事業者に対する配慮しか考えていない対応ではないのでしょうか。もう少し、このような不公平、理解しがたい状況が続いてきたことを重く受け止めて頂きたいと思います。

事業所に対するごみの適正処理やごみ減量への誘導、処理原価との乖離の圧縮を本気で、真剣に考えておられるのであれば、税金からの補てんを早急に廃止し、事業者にごみ処理にかかる費用を全額負担させるべきです。私は、事業系一般廃棄物に対して、事業者にごみ処理にかかる費用の全額負担を求めることは、廃棄物の発生抑制・減量に大いにつながるなど間接的な効果も期待できると思います。是非とも、事業系一般廃棄物の処理手数料を実質処理費用に早急に改定するように改めて議論、検討して頂き、無駄な税金の支出をやめて頂くことを強く要望しておきます。

【ペットボトル未納代金の和解について】

（質問）

議案第11号供託金還付請求権確認請求事件の和解についてですが、クリーンランドとしては、供託金の全額を回収できなかったことや訴訟に発展したことで訴訟費用の負担が生じたことなど、相当な損失を被ったと思うのですが、いかがお考えなのでしょうか？クリーンランドとして、今後、同様の損失を被らないために、どのような改善策を講じられるのでしょうか？

＜答弁＞

本事案発生前は契約期間を1年としていたものを、入札ごとに取引業者の状況や市場価格の変動を把握するため4か月に変更しております。

また、市場価格が大きく変動するリサイクル市場であるにもかかわらず、契約単価の変更にかかる協議ができなかったことで、対応が遅れ、結果的に滞納額が膨らんだと考えております。そのため、契約書におきましても、相場の急変動という受託者の予期せぬ事象に臨機に対応するため、契約変更に関する条項を追加するなど、契約段階から滞納の発生を防止する取組みをいたしております。

引き続き的確な状況把握に関わる取組みを継続することにより、今後同様の損失を被らないよう、収納管理の適正化に努めてまいりますので、よろしくお願い致します。

（要望）

先程のご答弁から「リサイクル市場は市場価格が大きく変動する」とのことですが、リサイクル市場では市場価格が大きく変動するということは取引業者も十分認識し、契約時にそのことを考慮して契約を結ぶはずで、その認識や考慮が足らず、滞納額が膨らんだことと供託金をクリーンランドが回収できなかったことは全く別の話ではないでしょうか。今回のケースでは、私は供託金の全額回収に至らなかったこと、訴訟費用が発生したことは大変、遺憾なことだと思います。変動が激しいリサイクル業界を相手とする事業については、今後も同様のケースが生じる可能性が考えられますので、くれぐれも、同じような代金の未納状態が生じることをないよう努めて頂きたいと要望しておきます。